

## 住民監査請求（夢洲2区埋立工事）の結果について

大阪市監査委員は、次のとおり、令和4年4月7日に提出された住民監査請求について、令和4年5月27日に請求人に監査結果を通知しました。（棄却、結果は同年同月26日決定）

### 1 請求の要旨

夢洲2区部分の埋立及び地盤固定に関する地盤改良工事に係る契約行為および経費の執行によって、万博工事着手前に、「動物・生態系」を埋め損壊して、環境影響評価準備書に関する市長意見の履行を妨害している事になるため、当該契約行為および経費の執行は不当である。

大阪市長は当該工事を即時に一時中止とし、市長意見に基づき工事方法を検討し直すこと、および既に破壊された「動物・生態系」の回復に努めること。

### 2 監査の結果（棄却）

本件請求について次のように判断した。

本件各契約により実施される地盤改良工事（以下「本件各工事」という。）は、夢洲に係る、公有水面埋立法に規定されている埋立免許が定めるところにしたがったものであると認められる。

他方本件市長意見は、本件各工事の後に博覧会協会の実施する2025年日本国際博覧会を対象事業とする環境影響評価に係る本件準備書に対して述べられたものである。

よって、本件各工事の内容が本件市長意見に沿った内容となっていなくても、制度上違法の問題は生じない。しかし、本件市長意見及び本件各契約は、いずれも本市が述べ、また締結したものであるため、本件各契約が、本件市長意見が事業者に求める内容を不可能にするものであるならば、不当なものとなる可能性があると考えられる。

そこで、本件市長意見が博覧会協会にどのようなことを求めているのか検討する。

本件においては、令和3年12月28日付けで、専門委員会から、2025年日本国際博覧会に係る環境影響についての検討結果報告書（以下「専門委員会報告書」という。）により答申を受け、令和4年2月9日付けで本件市長意見が述べられている。

専門委員会報告書によると、専門委員会は、本件準備書についての検討に際して、博覧会協会から、ウォーターワールド南東部において、大阪港湾局が地盤改良工事を令和3年度から実施する予定であることを聴取したことが認められ、これを踏まえたうえで、「夢洲では多様な鳥類が確認されていることから、専門家等の意見を聴取しながら、工事着手までにこれら鳥類の生息・生育環境に配慮した整備内容やスケジュール等のロードマップを作成し、湿地や草地、砂れき地等の多様な環境を保全・創出する必要がある」と記載したものと認められる。

そして、本件市長意見の動物・生態系についての記載は、これと同一のものであることから、本件市長意見は、専門委員会報告書を受けて述べられたものと認められるところ、専門委員会報告書が、大阪港湾局が地盤改良工事を実施することを踏まえて作成されている以上、専門委員会報告書及び本件市長意見は、本件各工事対象区域の夢洲の水辺等を、本件各工事着手前の状態で保全することを求めたものではなく、本件各工事が実施された後で、多様な環境を保全、または創出することを求めたものであり、今後の博覧会協会の取組に委ねられるべきものと解される。

従って、本件各契約は、本件市長意見と両立するものであって、その履行を不可能にするといったものではないと認められず、本件各契約及びその経費の執行に違法不当な点は認められない。

以上の判断により、本件請求には理由がない。